解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

兵庫県三田市田中二〇二番地

株式会社カワタニ

代表清算人　川谷　久水

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

岡山県高梁市鍛冶町一五九番地

有限会社遠州堂ゆべし本舗

清算人　鈴木　正三

解散公告

当社は、平成三十年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

広島県福山市丸之内一丁目二番三二―三〇二号

有限会社ビー・エス・ティー

清算人　高山　正充

解散公告

当社は、平成二十九年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

広島県庄原市是松町九一五番地

株式会社ササキ

代表清算人　林　正己

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

高知県南国市田村乙二四九七番地の二

三雄株式会社

清算人　三宮　忠雄

解散公告

当法人は、平成二十九年十二月十三日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

福岡県大牟田市三川町四丁目一二〇番地

一般社団法人ユニバーサルリサイクルネットワーク　代表清算人　糸永　一平

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

佐賀県唐津市鏡四八八〇番地二

有限会社福家

清算人　石崎　昇

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

大分県大分市高砂町一番三〇号スタジオスクエア高砂町九〇四　アソボット株式会社

代表清算人　冨田　幸伸

解散公告

当社は、平成三十年二月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

大分市生石四丁目二番八号

株式会社山本整体院

代表清算人　山本　将之

解散公告

当社は、平成三十年三月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

鹿児島市星ヶ峯二丁目六四番八号

リベロ合同会社

清算人　加藤　賢一

解散公告（第一回）

当組合は、平成三十年三月七日藤岡市長の認可により解散したので、当組合に対し債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、その債権は清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

群馬県藤岡市森一一一番地四

藤岡市森南土地区画整理組合

清算人代表　針谷　正紀

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年三月十二日兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

兵庫県伊丹市中央三丁目二番六号

医療法人社団伊丹中央町クリニック

清算人　奥村　一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年八月十三日開催の社員総会の決議並びに平成三十年二月十四日熊本市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

熊本市東区榎町三番一号

医療法人社団榎会

清算人　山口　卓雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成三十年二月二十一日を以って解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十八日

東京都新宿区西落合一丁目二七番一〇号

医療法人社団河井病院

代表清算人　河井　明佳

第47期決算公告

平成30年3月28日

岩手県八幡平市大更第47地割34番地2

株式会社南部富士カントリークラブ

代表取締役　森澤　良久

貸借対照表の要旨

（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	87,078
	固定資産	624,527
	合計	711,605
負債及び純資産の部	流動負債	124,353
	固定負債	1,000,335
	株主資本	△413,083
	資本金	83,000
	利益剰余金	△496,083
	その他利益剰余金	△496,083
	（うち当期純損失）	(6,790)
	合計	711,605